

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月三十日

長崎市昭和三丁目三二四番四

有限会社和高技研

清算人 高橋 文和

解散公告

当社は、株主総会の決議により、令和八年八月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月三十日

長崎市平和町一五番六号電通ビル2F

カナ・テック有有限会社

清算人 阿部 信彦

解散公告

当社は、令和八年九月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和八年九月三十日

熊本市西区城山半田一丁目二番二五号

株式会社ユーエムエス

代表清算人 尾上 正憲

解散公告

当法人は、令和八年三月三十一日社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和八年九月三十日

熊本市西区田崎三十一一四

特定非営利活動法人九州災害救助犬協会

清算人 秋岡 廣宣

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和八年九月三十日

鹿児島県指宿市山川岡児ヶ水三五七番地

医療法人橋口医院

清算人 橋口美貴子

令和八年九月三十日

鹿児島市田上台三丁目三三番二号

有限会社環、USB

清算人 中満 昭徳

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和八年九月三十日

沖縄県沖縄市登川一丁目二三番六号

株式会社中頭電材

代表清算人 仲宗根盛裕

解散公告

当会社は、株主総会の決議により解散いたしましたので、当会社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月三十日

沖縄県石垣市字新川一九番地カンセイ

ホーム新川一A号室 株式会社YKR

代表清算人 與那覇寛榮

解散公告(第一回)

当法人は、令和八年二月三日開催の社員総会の決議並びに東京都知事の認可により、令和八年八月二十五日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月三十日

東京都新宿区横寺町八番地

医療法人社団内野医院

清算人 内野 幸子

解散公告(第一回)

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和八年九月三十日

鹿児島県指宿市山川岡児ヶ水三五七番地

医療法人橋口医院

清算人 橋口美貴子

解散公告(第二回)

当組合は、令和八年六月三十日開催の組合総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年九月二十八日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月三十日

埼玉県羽生市本川俣一四六六

農事組合法人彩の葉グリーンサービス

清算人 遠藤登志之

解散公告(第二回)

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年九月二十八日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月三十日

川崎市幸区小倉五丁目一九番二三号クロス

ガーデン川崎二二四 医療法人OHM

清算人 手塚 裕之

解散公告(第二回)

宗教法人養徳寺は、令和八年九月七日門徒総代に諮問し、責任役員の三分の二以上の議決により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年九月二十八日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月三十日

新潟県長岡市与板町与板四三〇番地乙

宗教法人養徳寺

清算人 雲居 澄代

解散公告(第二回)

当法人は、令和八年七月二十三日福井地方裁判所の命令により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載(令和八年九月二十八日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月三十日

(登記簿上の主たる住所)

福井県福井市宝永上町一〇五番地

宗教法人慈母観音寺自在苑

清算人 光照 良真

連絡先 福井市大手三丁目一四番一〇号

TMV大名町ビル四階

弁護士法人福井ひかり総合法律事務所

解散公告(第二回)

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年九月二十九日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和八年九月三十日

沖縄県那覇市首里汀良町一丁目八番地二

医療法人愛聖会

清算人 伊波 一郎

解散公告(第三回)

当市街地再開発組合は、令和八年九月九日の東京都知事の認可により解散したので、当市街地再開発組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年九月二十八日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月三十日

東京都新宿区西新宿五丁目八番一三〇五号

西新宿五丁目中央南地区市街地再開発組合

代表清算人 今井 信行

解散公告(第三回)

当法人は、令和八年九月九日定款所定の解散事由の発生により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年九月二十八日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月三十日

川崎市幸区下平間一三〇番地

医療法人社団石永医院

清算人 石永 隆成

解散公告(第三回)

当組合は、令和八年九月二日福井県知事の認可を受けて解散したので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載第一回掲載(令和八年九月二十八日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月三十日

福井県大飯郡おおい町名田庄口坂本第二八

号一番地口坂本公会堂

口坂本生産森林組合

清算人 細川 正博